

令和 7 年 6 月 1 1 日

議 員 各 位

意見書（案）の配付について

令和 7 年 6 月 6 日（金）に締め切りました意見書（案）を配付します。
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である 6 月 24 日（火）の 15 時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、6 月 26 日（木）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和7年6月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
4	公明党①	事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書	3
5	公明党②	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書	4
6	公明党③	米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書	5
7	公明党④	性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書	6
8	共産党①	直ちに消費税を5％に減税することを求める意見書	7
9	共産党②	物価高騰による医療、介護の経営危機・提供基盤の崩壊を食い止め、介護・障害福祉労働者の賃上げを図る緊急措置を求める意見書	8
10	共産党③	日本学術会議を国から独立した法人とするための法案の廃案を求める意見書	9
11	共産党④	国民年金法改正案を撤回し、直ちにマクロ経済スライドを停止することを求める意見書	10
12	共産党⑤	トランプ関税の撤回とトランプ関税から国民の暮らしや地域経済を守るための対策強化を求める意見書	12
13	共産党⑥	米価安定へ米の増産で安定供給を目指す農政への転換を求める意見書	14

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書（案）

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化・頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、よりよい復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律（大規模災害復興法）に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるようになっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の策定に焦点を当てた事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって、国及び政府においては、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、消費者教育・啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、消費生活相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。消費生活相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティー対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、国及び政府においては、次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書（案）

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模企業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって、国及び政府においては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした下記の事項について具体的かつ手厚い施策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すること。
- 3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和５年３月、法務省は自治体向けに性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、国及び政府においては、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

直ちに消費税を５％に減税することを求める意見書（案）

異常な物価高騰が国民の暮らしと営業を直撃している。他方で名目賃金から物価変動の影響を除外した実質賃金は、1996 年をピークに 2023 年まで年収で約 74 万円低下するとともに、厚生労働省が 2023 年に実施した国民生活基礎調査では、生活が苦しいと回答した世帯は 59.6%と前年の 51.3%から 8.3 ポイント上昇するなど経済的困窮が拡大している。

また帝国データバンクの調査によると、2025 年通年の値上げは、9 月末までで食料品 1 万 1707 品目で前年通年の約 9 割超に達するなど値上げのペースが高まっている。今年 4 月からは食品 4225 品目が値上げ、電気・ガスも国の支援が打ち切られ、全てのものが相次いで値上げされている。今年は 2 万品目の値上げが予想されており、さらに米不足による米価高騰が暮らしの逼迫に拍車をかけている。

こうした状況下にあっても、消費税は買物をすれば必ず納付する必要がある、かつ税率も一律であるために、低所得者ほどその負担が大きくなる。事業者にとっては消費税分を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じ得ることから物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守るための緊急対策として、消費税率を 5％に引き下げる減税は急務である。消費税を 5％に減税すれば、平均的サラリーマン世帯（世帯主の給与年収 500 万円程度）で年 12 万円減税になる。

2025 年 5 月に実施された民間の世論調査では、消費税の減税に賛成が 65％に上るなど、消費税減税が国民から求められていることは明白である。消費税 5％減税には 15 兆円規模の財源が必要だが、年間 11 兆円に増え続けた大企業減税や富裕層や大株主を優遇する不公平な税制を正せば財源をつくることは可能であり、国債発行などで国民に借金を負わせる必要はない。

よって、国及び政府においては、深刻な物価高騰から暮らしと中小企業の事業活動を支えるため、緊急対策として直ちに消費税一律 5％への減税を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

物価高騰による医療、介護の経営危機・提供基盤の崩壊を食い止め、介護・障害福祉労働者の賃上げを図る緊急措置を求める意見書（案）

日本病院会など6病院団体が、全国1,700余りの病院を対象に、各年における6月から11月までの経営状況を調べた結果、経常利益が赤字となった病院が2023年から2024年にかけておよそ10%増加し、2024年では61.2%であった。

当該団体はこの調査結果を示した上で、「このままでは、ある日突然、病院がなくなる」と訴え、関係者などに衝撃が広がっている。また国内42の国立大学病院では、令和6年度の赤字総額は200億円を超え、「このままでは地域医療が崩壊する」と国立大学病院長会議の記者会見で窮状を訴えた。こうしたことの背景には、医療機関の収入となる国が決める公定価格である診療報酬が、物価高も賃金上昇もともに反映されていないことにある。病院の6割が赤字に陥り、診療科や入院患者の受け入れを減らす、救急医療が廃止されるなどの事態が全国に広がっている。ボーナスカットや賃下げで、医療従事者の大量離職も起きている。日本の医療は崩壊の一步手前の緊急事態である。

介護では既にその基盤崩壊ともいえる深刻な事態が進んでいる。特に昨年度、政府が訪問介護の基本報酬を2～3%削減したことで、ヘルパーなどの不足と事業所の閉鎖が進み、事業所がゼロまたは1か所のみという自治体が増え続けている。

よって、国及び政府においては、医療崩壊を食い止め、ケア労働者の賃上げを図るために、以下の責任を果たすことを強く求めるものである。

記

- 1 緊急に国費を5,000億円投入して、診療報酬の基本部分を引き上げる。患者負担増にならないようにして、医療崩壊を止め、医療従事者の賃上げを図ること。
- 2 介護保険の国庫負担割合を増やし、介護報酬の緊急引上げを実施し、介護・障害福祉職員の賃上げと事業所の経営支援を行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

日本学術会議を国から独立した法人とするための法案の廃案を求める意見書 (案)

本法案が廃止を明記した現行の日本学術会議法は前文で「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」と設立の趣旨をうたっている。戦前の日本が学術を政治に従属させ、学術の側も戦争遂行に加担したことへの痛苦の反省の上に学問の自由を保障する日本国憲法に立脚し、科学者の総意の下、平和的復興への貢献を使命とした戦後の出発点としての宣言であり、独立性のよりどころである前文を消し去ることは、到底許されるものではない。

法案を巡り、令和7年5月9日の衆議院内閣委員会で、坂井学内閣府担当大臣は「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は、今度の法案では解任できる」と答弁した。政府の意に沿わない会員は、学者の学識にかかわらず党派的と決めつけ排除する法案であることが明らかとなったもので、極めて重大である。

学問の自由、思想信条の自由へのあからさまな侵害であり、法案の本質が、学術会議を解体して独立性を奪い、軍事研究をはじめ政府や財界の意に沿う方向への学術界の動員であることを示している。こうした動きが学問の自由を奪い、学術の衰退をもたらし、日本の進路をも誤らせることであることは歴史の教訓である。

本法案が、現行法にある独立して職務を行うとの規定を削除し、学術会議の運営・財務、会員選考にまで政府が介入できる仕組みをつくろうとしていることに對し、学術会議の総会声明が「独立性の阻害が意図されている」と深刻な懸念を表明したことを重く受け止めるべきである。

よって、国及び政府においては、日本の学術を圧殺し、国家的損失につながる本法案の廃案を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国民年金法改正案を撤回し、直ちにマクロ経済スライドを停止することを求める意見書（案）

第 217 回通常国会に、年金給付水準を物価や賃金の伸びより低く抑えるマクロ経済スライドを温存させた国民年金法改正案が示され、去る 2025 年 5 月 30 日に自民・立憲民主・公明の 3 党による修正案が提案された。

少ない年金と物価高騰で、風呂や洗濯の回数を減らしたり、スーパーで値引きシールが貼られるまで待つなど苦境に立つ年金生活者の暮らしの厳しさが深刻になっている。

その最大の問題は、物価が上がっても年金給付水準は引き上げないマクロ経済スライドにある。マクロ経済スライドの導入から 20 年で公的年金の給付水準は実質 8.6%削減され、今後 27 年にわたって年金削減が続き、実質 15%も切り下げられている。

マクロ経済スライドの長期化による給付水準の低下に問題があることは、党派を超えて広く認識されている。しかし 3 党による修正案は、2029 年の次回財政検証で厚生年金の積立金を活用した基礎年金の削減期間の短縮や給付水準の底上げを検討するとしているが、マクロ経済スライドを直ちに止めるものではなく、早期終了の措置を講じても、給付水準は今後 10 年以上にわたって削減が継続され実質 10%引き下げられることになる。調整期間の長期化で、現在の受給者や就職氷河期世代の一部は年金の実質価値が生涯減り続け、減らされる年金が若い世代にも引き継がれることになり、低年金などの問題は解決されていない。

また本改正案が盛り込む遺族厚生年金の給付削減、配偶者加給年金の引下げは、配偶者に先立たれた遺族や新規年金受給者の生活を不安定化・困窮させるもので容認できない。

今やるべきことは、マクロ経済スライドを直ちに停止することである。公的年金制度の財政基盤を強化し、マクロ経済スライドを速やかに終了させるには、厚生年金の巨額の積立金を活用し、基礎年金の調整期間の早期終了の措置を講じる。厚生年金保険料の上限を現在の年収 1000 万円から、医療保険並みの年収 2000 万円に引き上げ、短時間労働者の適用拡大を行うことが必要である。また就職氷河期世代などの低年金者などの増加が懸念されることからその解決のために、最低保障年金制度の導入が不可欠である。国連社会権規約委員会も最低年金を公的年金制度に導入することを度々勧告している。

よって、国及び政府においては、国民年金法改正案を廃案とし、年金生活者の暮らしを守り、現役世代の大幅減額を避けるために、マクロ経済スライドを直ちに停止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

トランプ関税の撤回とトランプ関税から国民の暮らしや地域経済を守るための対策強化を求める意見書（案）

去る 2025 年 4 月 9 日に米国・トランプ政権が発動した相互関税により、世界経済が深刻な危機に直面している。同政権は、同日に税率の一部適用停止を表明したものの、中国など報復措置を講じる国に対しては税率を大幅に引き上げるとしている。また、日本を含むほぼ全ての国・地域に一律に適用する 10%の最低税率は継続している。

こうしたトランプ政権の姿勢に、同盟国・途上国を問わず幅広い国々から、自国の経済主権を守る立場での批判が相次いでいる。最近の国連安全保障理事会の非公式協議などの場でも、一部の国からは米国の一方的な貿易措置が国際経済秩序を損なっているとの指摘が上がっている。

日本には第 1 次トランプ政権時の 2019 年に自動車・自動車部品などに追加関税を課さないとした日米貿易協定にも反して、日本に対し自動車への 25%の追加関税が発動されている。この協定は日本側が一方的に譲歩した合意であり、米国側の要求に対し、牛肉の輸入関税を 38.5%から最終的に 9%まで削減するなど、日本側が農畜産物について大幅に市場を開放することを約束した。これにより日本の農畜産業に打撃を与え、食料自給率に影響を及ぼすことになった。

今回のトランプ関税の影響について、民間の信用調査会社の調査によると、滋賀県内ではマイナスの影響が出ると回答した企業が少なからず出ている。経済団体からは「今でも原材料高や人手不足なのに死活問題だ」などの声が上がっており、事態がこのまま推移すれば、地域経済や下請け企業、さらには市民生活や雇用・営業への重大な影響が懸念されている。

よって、国及び政府においては、一方的なトランプ関税の撤回を直ちに米国に求めるとともに、トランプ関税から国民の暮らしや地域経済を守るための対策を強化することを強く求める。

記

- 1 国際社会と連携し、経済主権・食糧主権を尊重する新たな貿易ルール構築を進めること。
- 2 ゼロゼロ融資の再開やセーフティネット保証など経営が悪化する中小企業への融資の抜本的な拡大を行うこと。
- 3 雇用を守る緊急給付金の支給などの施策を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

米価安定へ米の増産で安定供給を目指す農政への転換を求める意見書（案）

昨年夏、店頭からコメが消える「令和の米騒動」が発生し、以降米価は上がり続けた。米不足を巡っては、農林水産省は当初、2024年度産の新米が出回れば、価格は落ち着くと説明してきたが、事態は深刻化する一方である。2025年1月によりやく政府が備蓄米の放出に踏み切ったが、米の値段は高止まりが続いている。

今回の異常事態の直接的な要因は昨年来のかつてない米需給の逼迫にある。2024年6月までの1年間の米需要量705万トンに対し、その間に流通する2023年産の生産量は661万トンしかなく、2024年6月末の民間在庫量は史上最低に落ち込んだ。

昨年秋には2024年度産の新米の先食いを余儀なくされ、その後も品薄感から流通業者による集荷競争が続き、価格高騰が深刻化したものである。

昨年秋、備蓄米の放出を求める声が高まっても、政府はその場しのぎの対策にとどめてきた。こうした対応の根底には米価は市場で決まるという考えがある。2025年6月末の民間在庫量は昨年よりさらに少ない見通しで、今秋の端境期も逼迫が予想される。市場任せに固執する限り、米を巡る危機的事態は打開できない。今必要なのは、備蓄米の活用を含め、米の供給と価格の安定に政府が責任を持つことを明確にすることである。そして昨年来の米不足の根本にあるのは米減らし政策であり、需要が毎年減ることを前提にして生産削減を農家に押しつけ、米価を市場に任せ暴落を放置してきた。2、3年前には米農家の時給が10円という悲惨な状態を生み出し、米農家の離農を加速させた。今年は米価が回復したとはいえ米の生産の弱体化は深刻であり、関係者はこのままでは国民の米需要が満たせなくなるとの強い懸念を示している。

政府の米政策の根本転換こそ米農家が安心して増産に励み、安定した価格で国民に提供できる最大の保障となる。

今、政治が取り組むべきは、そのための条件整備であり、米生産基盤の抜本的強化である。具体的には、気候や経済変動などにも対応できるようゆとりある需給計画で国内生産と備蓄を拡大すること、米が過剰になった際には政府が買い支え、不足すれば売り渡し価格を安定させること、価格の市場任せをやめ、価格保障や所得補償で米農家を支えることに取り組むことが求められる。

よって、国及び政府においては、米価安定へ米の増産で安定供給を目指す農政への転換を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。